

台風 18 号における本市の災害対応に係る総括について

平成 25 年 12 月

行財政局防災危機管理室

# 資料 1

## 台風18号における本市の災害対応に係る総括について《目次》

(ページ)

1	台風18号における総括に当たって（はじめに）	1
2	災害対応の取組経過	2
	（1）市民周知及び避難指示について	
	（2）自衛隊への要請	
	（3）その他の関係機関への要請	
	（4）市内の主な被害状況	
	（5）復旧に向けた動き	
	【参考資料】 気象状況及び本市の対応	5
3	今回の災害対応において効果を発揮できた点	8
	（1）京都市の市民力の発揮	
	（2）これまでの河川の浸水対策	
	（3）避難所の迅速な開設	
	（4）民間施設等の協力確保	
	（5）各局等の「現場力」の発揮による迅速な応急対応	
	（6）被災者台帳システムの更新及び活用	
4	課題と対応策	
	（1）ソフト対策	
	ア 市災害対策本部のあり方	10
	（ア）本部事務局体制の確保	
	（イ）避難指示等の発令	
	（ウ）本部会議のあり方	
	イ 区本部のあり方	11
	（ア）区本部体制の確保	
	（イ）参集職員の効率的な配置	
	ウ 職員の参集体制	12
	（ア）特別警報発令時の体制確保	
	（イ）排水機場管理部門及び土木事務所の応援体制の強化	
	（ウ）参集職員の効率的な配置（再掲イ（イ））	
	エ 局区間の連携強化の必要性	13
	（ア）本部への応援職員の確保（再掲ア（ア））	
	（イ）区本部における各部との連携不足	

- (ウ) 危険な状況にある家屋等への対応等
- オ 京都府との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (ア) 防災・防犯情報メール
  - (イ) 文化財の被害報告
  - (ウ) 河川改修の要請
- カ 情報収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (ア) 被害情報等の迅速な収集及び庁内での情報共有
  - (イ) 中小河川等の情報収集
  - (ウ) 道路，公共交通機関の情報収集・伝達
  - (エ) 防災ポータルサイトの強化
  - (オ) 災害時要援護者への情報伝達
  - (カ) 外国人への情報伝達
  - (キ) 災害時の放送に関する協定の活用
- キ 避難所関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (ア) 避難所への情報伝達
  - (イ) 避難所での食料配備
  - (ウ) 浸水した地域の避難所の見直し
- ク 被害物件調査及びり災証明発行・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (ア) 被害物件調査人員の確保
  - (イ) 調査員のスキル確保
  - (ウ) り災証明書発行要領の改善
- ケ 観光地対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (ア) 観光客への影響
  - (イ) 風評被害対策
- コ 京都市災害ボランティアセンターの活動・・・・・・・・ 20

(2) ハード対策

- ア 都市交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- イ 排水機場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - (ア) 小栗栖排水機場
  - (イ) 検証結果に基づく補償問題
  - (ウ) 小栗栖排水機場を含む主要排水機場の機能調査
- ウ 河川等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - (ア) 桂川（国管理河川）
    - a 嵐山（国指定史跡・名勝）被害
    - b 久我橋下流右岸

# 資料 1

	(イ) 鴨川, 安祥寺川, 旧安祥寺川, 四ノ宮川等 (府管理河川)	
	(ウ) 有栖川下流右岸	
エ	土木災害復旧	26
オ	農林災害復旧	27
	(ア) 農林災害復旧事業	
	(イ) 農林水産業災害復旧支援事業	
カ	上下水道局関連施設復旧	29
	(ア) 水道事業関係	
	(イ) 公共下水道事業関係	
	(ウ) 地域水道事業関係	
	(エ) 京北簡易水道事業関係	
5	まとめ	30
資料 1	避難勧告等の発令状況	31
資料 2	国に対する要望活動について	32
資料 3	補正予算 (9月, 11月) の概要	35

## 1 台風 18 号における総括に当たって（はじめに）

平成 25 年 9 月 15 日から 16 日にかけての台風 18 号では、全国で初めてとなる「大雨特別警報」が発令された。この状況に際し、消防団、水防団、自治会、自主防災会、社会福祉協議会の方々をはじめ、多くの市民の皆様により、自助、共助の精神により、区役所、消防署等と密に連携を取りながら、昼夜を分かたず懸命の災害救助活動に当たっていただいた。

本市においても、京都市災害対策本部を設置し、局区等が一丸となって市民の皆様と共に応急対応に当たった。

今回の台風では、四国から近畿、東北地方にかけて多数の死傷者（死者 6 人、行方不明 1 人、負傷者 143 人）が出たのをはじめ、広い範囲で各地に甚大な人的・物的被害をもたらされた。そうした中で、記録的な大雨の猛威にさらされ、全国的に見ても台風の影響が比較的激しかった本市において、市内各地で大きな被害が発生し、極めて厳しい状況に直面しつつも、市民の皆様を命を守り切り、負傷者は 3 名出たものの、人的被害を最小限にとどめることができた。

これは、何よりもまず京都が誇る優れた市民力が各地域で発揮され、そしてそれを下支えする行政の取組が相まって、災害から尊い命を守り抜く大きな力となってもたらした結果であると考えられる。

しかし、今回の水災害では、小栗栖排水機場における人為的な操作ミスによるポンプ停止を原因として多数の浸水被害が発生させたことや、安祥寺川の溢水に伴う市営地下鉄東西線の御陵駅トンネル冠水により小野駅～烏丸間が運休したこと、さらには、いまだに 8 つの道路で通行止めであり、1 つは片側通行の状況であるなど、ソフト・ハード両面において既存の対策の様々な問題点が顕在化し、多くの課題を残したこと等は、重く、真摯に受け止めなければならない。今日まで採ってきた防災諸施策の現状を把握するとともに、課題や問題点をしっかりと明らかにして、今後どういった対策を講じ、どのように実行していくべきかを多角的に検討して災害にあらかじめ備えておく必要がある。

これこそが防災の要諦であり、市民の命と暮らしを確実に守るという負託に応えていくため、本市にとって、こうした対応が目下の急務である。

今回の経験を教訓として今後に生かし、防災・減災の取組をより一層推進するため、各局・区等における災害対応の課題を総括し、最大限のスピード感を持って対策を進めることとする。

## 2 災害対応の取組経過

### (1) 市民周知及び避難指示について

- 台風 18 号の接近に伴い、9 月 15 日（日）19 時 15 分に大雨警報（雷，強風，洪水注意報継続）が発表され，同時刻に京都市災害対策本部を設置と同時に 1 号体制（約 1,300 人）を敷いた。

その後，近畿圏の全域で断続的に雨が強まり，翌 9 月 16 日（月・祝）5 時 5 分には，気象庁が全国で初めて大雨特別警報を発表し，これにより 3 号体制（約 7,700 人）を敷いて災害対応を強化した。

- 特別警報発表時の市町村の法的義務（気象業務法）である市民への周知の措置として，緊急速報メール（携帯会社 3 社）やフェイスブックと併せて，災害情報を掲示して広く市民の皆様にお知らせする防災ポータルサイト（防災危機管理情報館）によって情報発信を行った。
- また，河川の増水等による被害の危険性が高まったため，緊急速報メール，フェイスブック，防災ポータルサイト，多メディア一斉送信システム（メール，FAX，電話へ送信／対象：自主防災会役員，水防団，要配慮者施設，地下施設等）により，4 行政区（右京，西京，南，伏見）に対し，午前 2 時 30 分から 9 時 30 分にかけて避難準備情報，避難勧告，避難指示を順次発信した。

（避難勧告対象／約 1 万 5 千世帯，約 3 万 4 千人。避難指示対象／約 11 万世帯，約 27 万人）【資料 1 参照】

- 「京都市情報館」トップページの「緊急情報」欄，フェイスブック版・ツイッター版において，「避難勧告・指示に関する情報」や「市バス・地下鉄の運休状況」など，各種情報を発信するとともに，特別警報発表後，報道機関からの問い合わせに一元的に対応するため，プレスセンターを設置し，被害状況等の情報提供を行った。

### (2) 自衛隊への要請

- 桂川で越水の危険性が高まったため，9 月 16 日（月・祝）午前 6 時 50 分には，京都府知事を通じて自衛隊に災害派遣の要請を行った。

派遣要請後，直ちに偵察隊や情報班を現場や市災害対策本部に派遣するなど，情報共有に迅速かつ的確に対応していただいた。

- 桂川では増水に伴う水防活動のため，桂駐屯地の隊員を中心に伏見区内で土のう袋を積むなどの水防活動を実施していただき，河川の越水や浸水被害を軽減することができた。

（派遣人員 324 名，車両 65 両）

### (3) その他の関係機関への要請

- 桂川上流の日吉ダムについては，台風 18 号の接近に伴う大雨により，日吉ダム管理開始（平成 10 年）以降最大の流入量を記録していたが，市長の指示のもと，国土交通省近

畿地方整備局淀川河川事務所を通じて独立行政法人水資源機構日吉ダム管理事務所に最大限まで貯水するなど、放流調整を要請し、ゲート操作による懸命の対応をしていただいた結果、河川の堤防決壊防止や浸水被害の軽減を図ることができた。

#### (4) 市内の主な被害状況

- 人的被害については、3名が負傷されたが、人命に関わるような被害は発生しなかった。
- 建物被害については、全壊4件、半壊6件、一部損壊160件、床上浸水608件、床下浸水811件となった。(12月5日現在)
- 道路被害については、土砂崩れ209箇所、冠水51箇所、倒木34箇所、落橋2箇所が発生、これに伴い、全面通行止め58箇所、片側通行止め9箇所となった。
- 小栗栖排水機場においては、人為的なミスによるポンプの一時運転停止が原因で、広範囲で約300戸の家屋が浸水する大きな被害が発生した。
- 交通機関では、市営地下鉄東西線が御陵駅等の冠水により、小野・烏丸御池駅間が運休したほか、JR東海、JR西日本、京阪電鉄本線・京津線、阪急電鉄、嵯峨野観光鉄道、市営バスをはじめとするバス路線などが運休や一部運転の見合せを余儀なくされた。
- 文化財等の主な被害は6件、農林被害は959箇所となった。

#### (5) 復旧に向けた動き

- 所属の枠を超えて職員の応援派遣を実施し、部局横断的な体制で対応を行った。

- ・ 被災地域のまち美化事務所に他のまち美化事務所から職員延べ47名を派遣(9月17日～18日)
- ・ 行財政局から山科、右京、伏見区役所・醍醐支所へ被害認定調査等のため職員11人を派遣(9月19日～10月4日)
- ・ 都市計画局から各区へ被害認定調査等に職員延べ30名を派遣(1日8名、9月24日～30日)
- ・ 建設局から京北・左京山間部土木事務所及び伏見土木事務所等へ職員13名を派遣(9名(9月26日～2箇月間)、4名(10月8日～2箇月間))
- ・ 建設局において担当課長及び担当係長2人を配置し、早期復旧のための体制を強化(京北)
- ・ 産業観光局から京北農林業振興センターへ被害認定及び測量設計のため職員延べ63名を派遣(10月18日～12月11日)

- 早期の復旧・復興に向け、9月18日(水)に谷垣法務大臣(防災担当大臣代理)及び政府調査団に対して、緊急要望として6項目(①防災対策に係る支援制度の拡充 ②嵐山地区の桂川の洪水対策の推進 ③大下津地区の桂川全体の洪水対策の推進 ④災害復旧

事業の早期採択 ⑤風評被害対策 ⑥被災者の生活再建に対する支援)にわたる要望書を提出した。

また、9月26日(木)には、市長自ら、古屋防災担当大臣ほか関係省庁及び地元選出の国会議員と面談し、被災者の生活再建や風評被害に対する財政支援など13項目にわたる要望書を提出した。【資料2参照】

○ 最初の要望書を提出した翌日9月19日(木)には、京都府が本市に対し、被災者生活再建支援法の適用を決定し、10月9日(水)には、政府により農地等の被害について激甚災害を指定する政令が施行された。

○ 被害に対し、スピード感をもつて的確に対応するため、第一弾の緊急財政措置として、迅速な9月補正予算(約39億円)の編成を実施した。(10月2日議決)【資料3参照】

これにより、①国の支援制度の対象とならない、床上浸水の被害を受けた住家や児童館及び老人福祉施設等に対する本市独自の補助制度を創設し、②中小企業者等に対しても災害復旧に必要な資金の低利融資を行い、③土砂崩れや落橋、倒木など500箇所にのぼる道路、河川等の被害の応急対応を進めるとともに、④早期に復旧した嵐山や伏見をはじめ、京都の観光地等の姿を全国に向けてPRを行った。

○ 9月補正予算に引き続き、第二弾の措置として、国や関係者との協議等に一定の期間が必要であったもの、復旧作業を進めていく過程で更なる予算確保が必要となったものについて、11月補正予算(約27億円)の編成を実施した。(12月11日議決)【資料3参照】

これにより、①農林災害復旧及びきめ細かな経営支援、②道路等の都市基盤の復旧、③小栗栖排水機場周辺被害への対応、④防災情報発信機能の強化等、スピード感を持って対応する水害対応の強化を実施する。(9月及び11月補正予算合計 約66億円)

【参考資料】 気象状況及び本市の対応

(1) 9月15～17日

月	日	時間	気象状況	本市の対応
9	15	16:26	大雨, 雷, 強風, 洪水注意報発表	災害警戒本部設置
		19:15	大雨警報発表	災害対策本部設置, 1号体制招集
		21:51	洪水警報発表	
9	16	0:35	土砂災害警戒情報 (7 行 政区) 発表	
		2:30		避難準備情報発令 (~3:55)
		2:50		小栗栖排水機場のポンプ停止 (~6:47)
		4:00		避難勧告発令 (~9:00)
		5:05	大雨特別警報発表	3号体制招集
				市営地下鉄東西線の始発からの運休 (小野・烏丸 御池駅間)
				京阪電鉄京津線の始発からの運休
		6:50		京都府を通じて自衛隊派遣要請
		7:45		避難指示発令 (~9:30)
		9:58	大雨特別警報解除	
		10:30		自衛隊現地活動 (桂川久我橋付近) (~14:30)
		11:30		避難勧告, 指示の解除 (~17:30)
12:00		第1回 災害対策本部会議開催		
12:50	土砂災害警戒情報 (5 行 政区) 解除			

		14:20	大雨洪水警報解除 雷注意報解除	3号体制縮小
		14:30		京都府を通じて自衛隊撤収要請
		17:45	土砂災害警戒情報（全部）解除	
		18:21	大雨洪水注意報切替	1号体制解除
9	17	6:20	洪水注意報解除	
		10:20	大雨注意報解除	

## (2) 9月～11月

月	日	本市の対応
9	16	災害による浸水ごみ等の収集の開始 消毒液の提供及び噴霧器の貸出
	17	市災害ボランティアセンターの災害時体制移行, 各区社会福祉協議会にランチ設置 台風 18 号に伴う中小企業の被害対策の緊急相談窓口の設置 台風 18 号による被害に係る嵐山地域への支援（情報発信）
	18	政府調査団への要望活動（右京区嵐山）
	19	京都府が本市に対し, 被災者生活再建支援法の適用を決定 市営地下鉄東西線の運行再開
	20	第 2 回 災害対策本部会議開催
	24	災害義援金の受付開始
	26	台風 18 号による豪雨災害に関する要望活動（東京） 安祥寺川等の浸水対策に関する京都府への要望（平口副市長）
	27	台風 18 号による大雨等に係る被害に伴う補正予算を追加提案（9月補正予算）
	29	京阪電鉄京津線の運行再開

	30	地下鉄東西線への京阪電鉄京津線の乗り入れ運行再開（東西線、京阪電鉄京津線のダイヤの全面復旧） 市災害ボランティアセンターの平常体制移行
10	1	災害援護資金の貸付受付開始
	3	被災者住宅等再建支援補助金の受付開始
	4	京都府との協議（安祥寺川の今後の浸水対策等）（第1回）
	6	小栗栖排水機場周辺における浸水被害に係る説明会開催（小栗栖宮山小学校）
	8	小栗栖排水機場周辺における浸水被害に係る説明会開催（小栗栖小学校）
	9	激甚災害を指定する政令の施行
	13	小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会（第1回）
	18	京都府との協議（安祥寺川の今後の浸水対策等）（第2回）
	19	台風18号による大雨等に係る被害に伴う補正予算を提案（11月補正予算）
	24	小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会（第2回）
11	3	小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会（第3回）
	5	京都府市長会から京都府へ河川改修等に係る要望を実施
	10	小栗栖排水機場周辺における浸水被害に係る地元説明会

### 3 今回の災害対応において効果を発揮できた点

#### (1) 京都市の市民力の発揮

消防団、水防団、自治会、自主防災会、社会福祉協議会の方々をはじめ、多くの市民の皆様に、自助、共助の精神により、区役所、消防署等と密に連携を取りながら、昼夜を分かたず懸命の災害救助活動に当たっていただいた。

その結果、怪我をされた方はおられたものの、幸いにして亡くなられた方はおられず、人的被害を最小限にとどめることができた。

#### (2) これまでの河川の浸水対策

平成 24 年に宇治市等で発生した大雨による被害を受け、本市が管理する 340 もの河川のうち、過去 30 年以内にあふれた河川等 73 河川の緊急総点検を実施し、39 河川について緊急対策を行った。

今回の台風において、それらの河川では大きな被害は発生しなかった。

#### (3) 避難所の迅速な開設

地域主体による「避難所運営マニュアル」の策定に取り組んでいる効果もあり、多くの避難所において、区役所から自主防災会や自治会等へ、また、教育委員会から学校関係者への連携等がスムーズに行え、迅速に開設（避難所（民間施設も含む）／合計 61 箇所・避難者数約 3,800 人）することができた。

#### (4) 民間施設等の協力確保

J R A 京都競馬場及び京阪淀駅（約 700 人が避難）、J T 京都（同 10 人）、ROUND 1（ラウンドワン）（同約 100 人）等の協力により、指定避難所以外の民間施設等に周辺住民が安全に避難できた。

#### (5) 各局等の「現場力」の発揮による迅速な応急対応

ア 消防局では、嵐山中之島一帯が冠水し、濁流のため避難できなくなった住民 12 名を救助ロープを活用し、背負い等により救出したのをはじめ、計 14 件の救助事案で 66 名を救出するなど、救助活動や水防活動を迅速・的確に実施した。

イ まち美化事務所では、地域や区役所、土木事務所と連携して迅速に情報収集を行い、被害状況の把握に努めるとともに、全まち美化事務所による応援体制のもと特別班を編成し、発災当日の 9 月 16 日（月・祝）から 9 月 30 日（月）まで延べ 486 人が浸水ごみの収集を行うなど迅速に対応した。また、『災害時における応急対策活動に関する協定書』に基づき、京都環境事業協同組合の延べ 36 人が、本市との協働により浸水ごみ等の収集を行った。

クリーンセンターにおいては、台風被害により破損又は汚損した家財道具等を、廃棄物としてクリーンセンターに持ち込む場合、り災証明書の提出を省略するなど、簡易な手続きにより当該処理手数料を全額免除とする特別措置を 9 月 16 日（月・祝）から 9 月 30

日（月）まで実施するとともに、休業日にも持込みごみの受入などを行った。

ウ 土木事務所は、道路の被害状況把握や通行止め区間の復旧など迅速に対応した。特に北部地域の幹線となる国道 162 号については、9 月 16 日（月・祝）午前 4 時 30 分に御経坂（右京区高雄）の斜面崩壊による全面通行止めとなっていたが、昼夜にわたる作業により 9 月 18 日（水）午前 6 時に片側通行で開通させた。

エ 交通局では、市営地下鉄東西線御陵駅の浸水に伴う小野・烏丸御池間の運休に対して、関係機関や民間業者の全面的な協力を得て、延べ 1300 人以上の人員を現場に投入し、15,600 トンもの大量の泥水の排水など、昼夜を問わず復旧作業を行った結果、発生から 4 日目の 9 月 19 日（木）夜に運行を再開させることができた。その間、市民生活に与える影響をできる限り軽減するため、市バス車両のフル回転や他のバス会社の協力も得て代行バスを運行し、市民の足の確保に全力をあげた。（最大で市バス 30 両、京阪バス 8 両、ヤサカ観光バス 2 両を投入）

また、京都市交通局・京阪電鉄原因究明対策検討委員会を設置し、原因究明と再発防止に取り組むこととした。

## （6）被災者台帳システムの更新及び活用

京都大学、新潟大学、民間事業者の協力で、当初は、今年度中に予定していた、被災者台帳システムの水害にも対応可能とするプログラム更新の前倒しにより、建物の浸水被害が著しかった行政区等（山科、右京、伏見、醍醐）において、効率的な建物の被害調査の実施や、迅速な「り災証明書」の発行が可能となった。

## 4 課題と対応策

### (1) ソフト対策

#### ア 市災害対策本部（以下「本部」という。）のあり方

##### (ア) 本部事務局体制の確保

- ・ 被害が拡大するにつれ、被害情報の集約、避難所開設の要請、避難情報の発信、市民からの問い合わせや、報道への対応、本部会議開催に係る事務等が輻輳し、同時に多くの事案への即時の対応が迫られる中で、本部事務局（防災危機管理室）の体制だけで十分に対応しきれない状況や、各職員の役割分担の混乱が生じた。例えば、浸水被害の発生しやすい箇所（河川水位や水防活動の状況等）、避難勧告等の判断材料に有効な現場からの情報の収集、ラジオへの避難情報の放送依頼など、応急対策業務の一部に漏れが生じた。
- ・ 地域防災計画において、活動体制の3号以上が発令された場合は、各部（区災害対策本部（以下「区本部」という。）を除く。）において指名された職員が本部事務局員の任に当たり、応援体制をとることとしている。しかし、今回の台風では、特別警報発表に伴い3号体制となったものの、本部事務局において、各種の緊急対応に追われる中で、各部から必要な応援職員を召集し、役割を割り当てて適宜任務を担わせるという作業に手をつけられず、十分な応援体制を確保できなかった。

##### (改善策)

- ・ 状況に応じて本部事務局の体制強化のタイミングを早めるとともに、その判断基準及び役割分担を本部対応マニュアルの中で明確化する。【平成25年度中実施】
- ・ 本部運用訓練等を通じて、地域防災計画の周知徹底を図るとともに、3号体制発令時の、あらかじめ指名した各部からの応援職員及び当該職員が参集できなかった場合の代替職員が、自動応召できる体制を整備し、局間の連携強化を図る。【平成25年度中実施】
- ・ 毎年度、年度当初に指名された応援職員等に対し、必要な研修、訓練を実施する。

##### (イ) 避難指示等の発令

避難勧告・指示等については、避難所を事前に開設してから発令する必要があるが、避難に時間を要する災害時要援護者を含めた市民がより安全に避難できるタイミングでの避難情報を出せるように、河川の水位や雨の状況等から、空振りをおそれることなく、より早い段階で避難所を開設しておく必要があった。

##### (改善策)

早めに避難所の開設連絡や避難情報の発出ができるように手順等を見直す。

【平成25年度中実施】

##### (ウ) 本部会議のあり方

今回のような規模の被害が予測された段階で、災害応急対策に関する基本方針等を伝達するとともに、情報、課題、行動の共有を図るため、できるだけ早期に最初の本部会議を開催することが望ましい。しかし、今回、被害情報の集約や応急対策などにおいて

予断を許さない状況が続き、現場対応に最優先に力を向ける中で、第1回の本部会議は9月16日（月・祝）正午からの開催となり、さらにその後も現場対応に力を注ぎつつ各局区における被害状況や取組を詳細に集約・整理した上で対策を検討するべく、第2回本部会議は9月20日（金）に開催した。

**(改善策)**

- ・ まず、早期に各部の部長（局長等）を招集し、本部長から初動の活動方針を指示し本市としての意思統一を図った上で、その後の迅速な被害情報の集約や応急対策が実施できるようにすることや、必要に応じて防災危機管理室兼職併任部長を招集しての会議を開催するなど、本部会議の開催方針や内容について見直しを図る。【平成25年度中実施】
- ・ 現場対応の指揮等から本部会議への参集が難しい区長等については、テレビ会議システムを活用することにより、本部会議に参加させる。
- ・ 平常時から各区・支所との連携を強化するために、区・支所地域力推進室長を防災危機管理室担当部長に兼職させる。

**【今後のスケジュール】**

- ・ 本部対応マニュアルの整備及び職員への周知【平成25年度中実施】
- ・ 本部運用訓練の実施【平成26年1月17日実施】

## イ 区本部のあり方

### （ア）区本部体制の確保

初動の活動体制が手薄であったため、被害が大きかった区では、その把握や避難所の開設の連絡、現場での避難広報等に追われ、区本部の人員が不足した。

**(改善策)**

- ・ 被害の発生状況に応じて区本部長の命令により臨機に活動体制を引き上げ、区本部の人員に不足が生じないように徹底を図るとともに、限られた人員でも効率的に応急対策業務が実施できるように区本部運営マニュアルを整備する。【平成25年度中実施】
- ・ 区・支所内の所属の枠を超えて職員の応援派遣を実施するほか、全庁横断的な職員の派遣が円滑に行えるよう訓練を実施する。【平成26年1月17日実施】
- ・ 区・支所の地域防災係長を防災危機管理室担当係長に兼職させる。

### （イ）参集職員の効率的な配置

特別警報が発表された時に活動体制を3号体制に引き上げ、参集職員を大幅に増員したが、参集職員の効率的な配置や、必要となる応急対策業務に係る役割分担の明確化について課題があったため、職員間で業務量の格差が生じた。

(改善策)

区本部運営マニュアルや局区業務継続計画（BCP）を整備し、災害発生時の応急対策業務についての各所属の役割分担や応援体制の明確化を図る。【平成25年度中実施】

【今後のスケジュール】

- ・ 区本部運営マニュアルの整備【平成25年度中実施】
- ・ 局区業務継続計画（BCP）の整備【平成25年度中実施】
- ・ 区本部運用訓練の実施【平成26年1月17日実施】

## ウ 職員の参集体制

### (ア) 特別警報発令時の体制確保

- ・ 特別警報発令時には、災害対策本部の活動体制を3号体制とし、職員の約半数（約7,700人）を参集させることとしていたが、当日、動員の伝達に時間を要するとともに、鉄道、地下鉄、道路等の交通遮断等により、午前5時5分の特別警報発表から2時間後の午前7時時点で1,873人、4時間後の午前9時時点で3,832人とどまるなど、職員参集に支障が出た。
- ・ 気象警報発表時の1号体制から特別警報発令時の3号体制に移行するまでの間、避難準備情報の発令など、被害の発生状況や必要となる応急対策業務の拡大が予想された段階で、交通網の遮断等により職員の参集が困難になる状況も見込みつつ、職員体制を早めに確保するために2号体制（約3,200人）に移行するなど、体制強化のタイミングに配慮すべきであった。

(改善策)

- ・ 災害対策本部要綱を改正し、特別警報発令時には、活動体制を3号とし、事前に指名された職員は自動応召とする旨、職員に周知徹底を図る。【平成25年11月実施済み】
- ・ 今回の経験を踏まえ、職員の参集に要する時間、距離、家庭の状況、職責などを考慮した上で、各局区等ごとの適切な活動体制や召集方法について改めて検討する。【平成25年度中実施】
- ・ 所管施設や区内で大きな被害が想定される場合には、活動体制を臨機に引き上げるなど、各部長及び区本部長の指揮命令により、弾力的な職員応召を行う。【平成25年度中実施】
- ・ 活動体制の強化のタイミングを早めるとともに、その判断基準を本部対応マニュアルの中で明確化する。【平成25年度中実施】（再掲）

### (イ) 排水機場管理部門及び土木事務所の応援体制の強化

排水機場の運転監視を行う委託職員及び管理する市の職員の数が不足したため対応が遅れた。また、所管施設に大きな被害が発生した土木事務所では、応急対策業務に従事する職員数が不足した。

(改善策)

- ・ 建設局所管排水機場運転監視業務に係る災害時の都市計画局からの技術職員応援体制の確保【平成25年度中実施】
- ・ 土木事務所の活動体制の強化及び局内他所属からの応援体制の整備【平成25年度中実施】

### (ウ) 参集職員の効率的な配置 (再掲)

特別警報が発表された時に活動体制を3号体制に引き上げ、参集職員を大幅に増強したが、参集職員の効率的な配置や、必要となる応急対策業務に係る役割分担の明確化について課題があったため、職員間で業務量に格差が生じた。

(改善策)

区本部運営マニュアルや局区業務継続計画（BCP）を整備し、災害発生時の応急対策業務についての各所属の役割分担や応援体制の明確化を図る。【平成25年度中実施】

【今後のスケジュール】

- ・ 区本部運営マニュアルの整備【平成25年度中実施】
- ・ 局区業務継続計画（BCP）の策定【平成25年度中実施】
- ・ 本部・区本部運用訓練の実施【平成26年1月17日実施】

## エ 局区間の連携強化の必要性

### (ア) 本部への応援職員の確保 (再掲)

地域防災計画において、活動体制の3号以上が発令された場合は、各部（区本部を除く。）において指名された職員が本部事務局員の任に当たるとされているが、実際には特別警報発表に伴う3号体制発令後も各部から職員を召集できておらず、局間の十分な連携が図れていなかった。

(改善策)

- ・ 本部運用訓練等を通じて、地域防災計画の周知徹底を図るとともに、3号体制発令時の、あらかじめ指名した各部からの応援職員及び当該職員が参集できなかった場合の代替職員が、自動応召できる体制を整備し、局間の連携強化を図る。【平成25年度中実施】
- ・ 毎年度、年度当初に指名された応援職員等に対し、必要な研修、訓練を実施する。

### (イ) 区本部における各部との連携不足

被害が多発したことにより、区本部では、家屋等の浸水や土砂崩れによる被害、道路の損壊や交通規制、浸水ごみの発生等の災害情報の迅速な収集や市民への対応に遅れが生じたケースがあった。

(改善策)

- ・ 被害発生時には、土木事務所、消防署、まち美化事務所等から区本部へ、リエゾン（現地情報連絡員）を派遣し、被害情報の共有化や応急対策の迅速化を図る。

【平成25年度中実施】

- ・ 区本部における、自主防災会、自治会・町内会等からの被害情報を収集する体制の強化を図る【平成25年度中実施】

## (ウ) 危険な状況にある家屋等への対応等

土砂流入等により危険な状況にある家屋（全壊家屋）について、所有者からの土砂除去等の相談に対し、各部局間の連携と対応が不十分であり、被災者に配慮した迅速な対応ができていなかった。

(改善策)

- ・ 被害発生時には、土木事務所、消防署、まち美化事務所等から区本部へリエゾン（現地情報連絡員）を派遣し、被害情報の共有化や応急対策の迅速化を図る。【平成25年度中実施】
- ・ 民地内への土砂流入等においても、状況に応じて被災者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応が図れるようにする。
- ・ 区本部において対応窓口の一本化を図るとともに、対応が困難な場合には、本部（防災危機管理室）が調整や助言を行えるよう、全庁的な体制を整備する。【平成25年度中実施】
- ・ 大規模災害時には、応援協定等、民間の活力も活用して迅速に対応する。

【今後のスケジュール】

- ・ 区本部運営マニュアルの整備【平成25年度中実施】
- ・ 民有地の災害に備えた対応方針の検討【平成25年度中実施】

## オ 京都府との連携

### (ア) 防災・防犯情報メール

本市が出した避難勧告等に関する情報が、京都府の配信システムの不具合により、防災・防犯情報メール利用者に届くまでに相当の時間を要した。

(改善策)

- ・ 京都府へ防災・防犯情報メール配信システムの改善を要請する。
- ・ 市民への重要な情報の提供については、府市協調により、ハード、ソフト両面で平常時から整備しておくとともに、市民生活に支障のないよう努める。

## (イ) 文化財の被害報告

史跡名勝嵐山の構成要素でもある中之島が水流で削られるという被害が発生し、京都市は文化財被害として発表、京都府は文化財被害として発表しなかった。

南禅寺境内や清水寺境内で土砂災害が発生したが、文化財建造物に被害がなかったため京都市では文化財被害として計上せず、京都府では文化財被害として発表した。

### (改善策)

マスコミや市民に混乱を招くことのないよう、文化市民局文化財保護課、消防局予防部等、庁内の連携はもとより、京都府の防災・原子力安全課、文化財保護課等の関係部署と十分に協議した上で被害報告の整合性を確保するなど連携を図る。

## (ウ) 河川改修の要請

山科区内で台風による大雨の影響に加え、安祥寺川の水が道路上に溢れ、京阪電鉄京津線の線路を伝い、山科駅と御陵駅間のトンネル及び御陵駅に大量の泥水が流入したことにより、地下鉄東西線の一部区間及び京阪電鉄京津線の全線が運休したほか、流域の多数の家屋で床上浸水等の被害が発生した。

また、四ノ宮川及び旧安祥寺川等からの溢水により、多数の家屋で床上浸水等の被害が発生した。

伏見区下鳥羽地区では、鴨川の堤防から越水し、周辺に浸水被害が発生した。

### (改善策)

- ・ 鴨川など府管理河川の浸水対策や維持管理について要望を行ったほか、安祥寺川の今後の整備について、府市で協力して取り組んでいくための協議を進めている。
- ・ 平口副市長から、9月26日(木)に京都府への河川改修について要請を行った。
- ・ 京都府市長会により、11月5日(火)に京都府へ河川改修等に係る要望を行った。
- ・ 京都府において、安祥寺川などの具体的な整備手法を早期に決定し、「淀川水系宇治川圏域河川整備計画」に盛り込むよう要請する。

## カ 情報収集・伝達

### (ア) 被害情報等の迅速な収集及び庁内での情報共有

被害が多発したことにより、区本部では、家屋等の浸水や土砂崩れによる被害、道路の損壊や交通規制、浸水ごみの発生等の災害情報について、迅速な収集・報告・連絡による庁内での情報の共有が図られず、市民への対応に遅れが生じたケースがあった。

特に、被災された方からの支援の要望に対し、関係機関において直ちに十分な対応をせず、情報共有を図ることもないままに、支援を行うまでに相当な日数が経過し、被災された方に大きな御不便と不安、行政への不信感をもたらすという深刻な事案もあった。

(改善策)

- ・ 被害発生時には、土木事務所、消防署、まち美化事務所等から区本部へリエゾン（現地情報連絡員）を派遣し、被害情報の共有化や応急対策の迅速化を図る。【平成25年度中実施】
- ・ 区本部における、自主防災会、自治会・町内会等からの被害情報を収集する体制の強化を図る【平成25年度中実施】
- ・ 防災情報システム、水災情報システムの機能強化に向けた検討【平成25年度中】

### (イ) 中小河川等の情報収集

水災情報システム等で把握できない中小河川の情報収集については、区職員や消防隊等の現場からの情報しかなく、水位等のリアルタイムの監視や市民への迅速な避難情報の提供が困難であった。

(改善策)

- ・ 中小河川への水位計、カメラの設置による常時監視ができる体制の整備や効果を検討する。
- ・ XRAINによるピンポイントかつリアルタイムの雨量情報を活用した避難支援システムの導入を検討する。

### (ウ) 道路、公共交通機関の情報収集・伝達

京都市が管理する道路の被害や通行の可否はもとより、国直轄国道や高速道路の被害や通行の可否、バス、鉄道等の公共交通機関の運行状況等に関する情報の収集に時間を要し、適切な情報提供ができなかった。

(改善策)

- ・ 警察署、土木事務所、消防署等から道路の被害と併せて通行状況に関する情報を迅速に集約し、市民へ情報提供できる体制を構築する。【平成25年度中実施】
- ・ 他の道路管理者やバス、鉄道事業者との連携により、被害や通行（運行）状況の情報を迅速に収集できる体制の整備を検討する。

### (エ) 防災ポータルサイトの強化

防災ポータルサイト（防災危機管理情報館）がアクセス集中によりつながりにくくなった。

(改善策)

- ・ 専用回線の利用、サーバの増強により、防災ポータルサイトのシステム強化を図る。【平成26年1月中実施】
- ・ 災害時に強く、わかりやすい情報配信が可能となるよう、防災ポータルサイトの視認性の向上やバックアップ機能の強化を図る。  
【平成25年11月補正予算21,000千円 平成26年度早期に実施】

### (オ) 災害時要援護者への情報伝達

避難勧告等については、緊急速報メールを活用して周知したが、携帯電話を持たない独り暮らしの災害時要援護者等には、情報が届かなかった。

(改善策)

- ・ 携帯電話を保有していない独り暮らしの災害時要援護者等を対象として、多メディア一斉送信システムの機能強化によって避難情報を音声やFAXにより配信するサービスを開始する。【平成26年度から実施】
- ・ 自主防災会、社会福祉協議会をはじめ地域による災害時要援護者への連絡体制の強化を図る。【平成26年度中実施】

### (カ) 外国人への情報伝達

留学生等に対する避難勧告等や地下鉄東西線の運休情報については、国際化推進室による留学生向けフェイスブックや国際交流協会が同協会のメールマガジン登録者に対して情報発信した。

また、放送協定に基づく放送機関への依頼が十分できていなかったが、FM・CO・CO・LOが独自判断により、避難勧告等の発令状況について多言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語）により情報伝達した。

(改善策)

- ・ より多くの外国籍市民に、留学生向けフェイスブックページへの参加や国際交流協会メールマガジンへの登録をしていただくよう働きかける。
- ・ FM・CO・CO・LOと確実に連携して、災害時の情報を多言語で発信する。

### (キ) 災害時の放送に関する協定の活用

避難勧告等の情報について、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等の放送機関に対し、協定に基づく放送の依頼ができる場所、十分には活用できなかった。

(改善策)

- ・ 本部対応マニュアルを整備し、本部事務局内での役割分担の明確化を図る。  
【平成25年中実施】
- ・ 情報提供に関しては、協定に基づいて確実に放送機関に依頼する。
- ・ 協定に基づく緊急情報伝達訓練を実施する。

## キ 避難所関連

### (ア) 避難所への情報伝達

避難所に避難した方々に、災害情報を提供する体制や情報を受信する機器の配備ができていなかった。

(改善策)

- ・ 避難所において、避難者がニュース等から災害情報を得られるように、テレビや防災ラジオの配備や避難所備品の活用を検討する。
- ・ 区本部と避難所がリアルタイムで情報交換できるよう、防災行政無線を積極的に活用する。
- ・ 避難所は、発災からすぐには災害対応のため区役所等の職員が支援に行けないことを想定し、住民の方々による自主運営を基本としつつ、状況によっては区本部から各避難所に職員を派遣して災害情報の提供や避難者ニーズへの対応など、適宜最善の対応に努める。

## (イ) 避難所での食料配備

避難所で配分するための食料・水が配備されていなかった。

(改善策)

京都市備蓄計画を策定し、避難所への食料・水等の分散配置を計画的に進めていく。また、市民備蓄の重要性についても併せて啓発していく。【平成25年度から実施】

## (ウ) 浸水した地域の避難所の見直し

低地に位置している避難所は、水災害発生時には浸水のため危険となる場合もある。今回の避難勧告等を発令したタイミングでは、道路冠水等により到達できない避難所があった。

(改善策)

- ・ 早めに避難所の開設連絡や避難情報の発出ができるように手順等を見直す。  
【平成25年度中実施】
- ・ 災害時における地域と事業所との支援協力体制を構築するとともに、災害対策基本法に基づき、地域の中高層建築物などを水災時の「指定緊急避難場所」として指定する取組を進める。【平成26年度中実施】
- ・ 地域ごとの、水災時の市民防災行動計画の見直しと周知を図る。
- ・ 水災用啓発パンフレットを作成【平成26年度実施予定】
- ・ すべての避難所において水害発生時も視野に入れた避難所運営マニュアルを整備するとともに、訓練を実施する。【平成26年度末までに実施】

## ク 被害物件調査及びり災証明発行

### (ア) 被害物件調査人員の確保

被害の大きかった区役所・支所では、防災担当だけでは調査人員が不足していたが、区役所・支所内の他の所属からの応援体制や役割分担が特に定められていなかったため、調査に遅れが生じた区役所があった。

(改善策)

区本部運営マニュアルや局区業務継続計画（BCP）を整備し、区役所・支所における被害物件調査の応援体制を明確化し、迅速な調査が実施できるようにする。【平成25年度中実施】

### (イ) 調査員のスキル確保

発災後、水災に対応した被災者台帳システムの緊急整備とその活用を決定し、調査のための研修を行ったため、調査員全員が研修を受けることができず、調査初期において調査のレベルにばらつきが見られた。

(改善策)

毎年度、定期的に被害物件調査及び被災者台帳システムの活用についての研修を行い、迅速な調査が実施できる人材の育成を図る。

### (ウ) り災証明書発行要領の改善

小規模災害用のり災証明発行実施要領は策定していたが、大規模災害に対応したものはなかったため、被害の大きかった区役所・支所の一部では、発行事務に遅れが生じた。また、京都府が自動車税の減免等のため、被災者に自動車のり災証明書の提出を求めたため、自動車等の被害に関する「被災届出受理書」の発行を急ぎょ決定した。

(改善策)

り災証明書事務に関して地域防災計画で規定し、大規模災害用のり災証明発行実施要領を策定する。【平成25年度中実施】

## ケ 観光地対策

京都を代表する観光地である嵐山、渡月橋周辺での冠水や、旅館からボートで運ばれる宿泊客の映像がテレビ等で放送され、その後の観光客への影響が懸念されたが、早期の復旧と風評被害対策の取組が奏功し、観光客数は前年並みになっている。

### (ア) 観光客への影響

嵐山地域を中心に大きな被害が発生し、観光客も宿泊地に足止めされるなどの影響が生じた。

(対応策)

水害で交通機関に支障が出た場合においても、観光客等帰宅困難者対策の枠組みの中で、情報提供、トイレ・休憩スペース・避難場所の提供、帰宅支援等を実施する。

### (イ) 風評被害対策

嵐山等の観光地は、一部を除き早期に復旧し、通常どおり観光できる状況であったが、冠水当時の映像放映等の影響で全く観光できないような誤ったイメージによる観光客の減少が懸念された。

(対応策)

- ・ いち早く観光地の被害状況を把握した上で、ホームページ、SNS等を活用して被害に遭った施設等の復旧状況をマスメディアに逐次情報発信した。
- ・ 平成25年9月補正予算を活用して、10月4日(金)に、市長や被災地域の観光関連事業者等が観光庁長官を訪問するとともに、東京「京都館」において、市長や五花街の舞妓等による「元気です京都キャンペーン in 東京」を開催し、チラシの配布等の京都観光アピールを行った。
- ・ JRの全国主要駅(東京駅、名古屋駅、京都駅、大阪駅、新大阪駅、天王寺駅、三ノ宮駅、博多駅)において、電子看板(デジタルサイネージ)を活用したポスターを掲示し、元気な京都の姿を全国に発信した。

## コ 京都市災害ボランティアセンターの活動

京都市災害ボランティアセンターでは、災害時体制に移行するとともに各区社会福祉協議会にブランチ(支部)開設の協力を依頼し、被災地のボランティアニーズの把握と調整を進め、必要な支援を行った。

今後、大規模災害発生時に、効率的な情報収集・提供を行うため、市域及び区域における関係機関との連携を更に強化する必要がある。

(対応策)

- ・ ブランチ形式での災害ボランティアセンターの運営についてマニュアルを整備する。  
【平成25年度中実施】
- ・ 市・区災害ボランティアセンター運用訓練を実施する。【平成26年度中実施】
- ・ 文化市民局及び保健福祉局の関係職員、防災危機管理室員、各区地域防災係長、市・区社会福祉協議会職員、きょうとNPOセンター職員が参加する合同研修を実施する。  
【平成26年2月実施】

## (2) 「ハード」対策

### ア 都市交通

台風による大雨の影響に加え、安祥寺川の水が道路上に溢れ、京阪電鉄京津線の線路を伝い、山科駅と御陵駅間のトンネル及び御陵駅に大量の泥水が流入したことにより、9月16日（月・祝）の始発から19日（木）の午後9時30分まで市営地下鉄東西線が、六地藏～小野間と烏丸御池～太秦天神川間での折り返し運転をせざるを得なかった。また、その間、バスの代行運転を行った。

なお、京阪電鉄京津線については、大谷駅～上栄町駅間で軌道横を流れる吾妻川から流入した土砂が相当量あったことから、復旧作業が難航し、最終的に市営地下鉄東西線、京阪電鉄京津線のダイヤが全面復旧したのは、9月30日（月）の始発からとなった。

(対応策)

- ・京都市交通局・京阪電鉄原因究明対策検討委員会により、御陵駅トンネル冠水に至った原因究明を行うとともに、同様の事案の再発防止のための協議（第1回9月24日（火）、第2回10月2日（水）、第3回11月12日（火））を行い、以下の対策に取り組んでいる。

#### 【当面の台風シーズンに備えて緊急に実施した対策】

- ・御陵東中間ポンプ所に仮設ポンプを増設し、排水能力を1時間当たり108トンから190トンに増強（交通局）
- ・安祥寺川が溢れた場合に京阪京津線に水を流入させないように、直ちに土のうを積める準備を完了（安祥寺川付近の京津線敷地内に600袋、京阪京津線乗入口付近の京阪用地に300袋の土のうを配備）（京阪電鉄）

#### 【平成25年度内を目途とした対策】

- ・御陵東中間ポンプ所のポンプ電源ボックスの設置位置を、冠水しない場所に変更（交通局）
- ・安祥寺川に近い地点に、土のうより即座の対応ができ、効果も高い止水用の扉を設置（京阪電鉄）
- ・安祥寺川の状況を監視できる位置にカメラを設置し、監視体制を強化（京阪電鉄）
- ・安祥寺川の溢水対策として、河川管理する京都府と京都市河川担当部局である建設局において、まず、短期的、中期的な溢水対策について協議中

## イ 排水機場

### (ア) 小栗栖排水機場

小栗栖排水機場において、9月16日(月・祝)午前2時50分から約4時間ポンプが停止した状態となり、畑川の内水を排水できなかつたため、小栗栖森本町を中心に床上浸水等、多数の浸水被害が発生した。

- ・被害地区 伏見区小栗栖森本町, 小栗栖南後藤町, 小栗栖中山田町, 小栗栖小阪町, 石田川向
- ・被害状況申告件数 床上浸水 138 件, 床下浸水 107 件, 車両被害 523 件

(12月16日現在)

- ・直接的な原因は、委託業者による「ポンプの操作ミス」及び「配置人員の不足」という契約不履行であるが、本市は同排水機場の設置者であり、今回の甚大な被害の発生を重く受け止め、再発防止の徹底を図る必要がある。
- ・委託業者の業務遂行状況を確認する仕組みや、ポンプの稼働状況等の把握が不十分であった。
- ・ポンプの操作ミスを防止する仕組みや、排水機場を管理する調整管理課設備担当への応援体制が想定されていなかった。
- ・関係局・区間の情報の伝達、共有が不十分であったため、緊急対応及び被害状況や原因の把握が遅れた。

#### (対応策)

- ・再発防止策の一環として、民間業者に委託している10排水機場の監視体制について、本市職員による抜打ち検査、運転監視時の連絡のルール化、委託職員の配置予定登録者の増員等の改善、強化を図った。**【平成25年11月実施済み】**
- ・操作研修の実施や容易に理解できる運転操作マニュアルの作成等、特別警報が発表されるような異常な気象状況下においても排水機場における人為的ミスの防止を図るとともに、仮にミスが発生しても、安全性を確保できるよう取り組む。
- ・10排水機場において、監視カメラによる映像、ポンプ稼働状況、水位情報等を一元的に遠隔把握できるシステムを構築するための設計を行う。同時に、システム導入後の効率的・効果的な運転監視体制のあり方について、引き続き検討を行っていく。これらの取組に当たっては、平成25年11月市会において可決された「議第188号に対する付帯決議」及び「議第188号に対する警告」を重く受け止めて、検討・対応を進めていく。
- ・建設局所管排水機場運転監視業務に係る災害時の都市計画局からの技術職員応援体制の確保**【平成25年中実施】**(再掲)
- ・防災危機管理室を中心に、京都市地域防災計画に定められた各関係機関での情報の収集・伝達・共有に係るルールを徹底する。

⇒ 排水機場における集中監視システムの構築(設計)

**【平成25年11月補正予算34,000千円 平成26年度中実施】**

## (イ) 検証結果に基づく補償問題

「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会」（中川一委員長）での検証の結果、浸水被害についてはポンプ停止が原因であることやポンプ停止については、委託業者の人為的な操作ミスが原因であることなどが報告され、管理者としての責任を有する京都市が被災者への賠償等について迅速な対応を行う。

(対応策)

- ・ 小栗栖排水機場周辺への浸水被害によって被災された市民への補償額の確定に向け必要な被害状況調査を実施する。【実施中】  
⇒ 小栗栖排水機場周辺浸水被害状況調査  
【平成25年11月補正予算 65,000千円】
- ・ 「小栗栖浸水被害対策チーム」を設置し、職員が地域を訪問し補償に関する説明を行うとともに、仮払いも含めた被災者への補償を早急に行う。【実施中】  
⇒ 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る補償  
【平成25年11月補正 940,000千円】
- ・ 委託業者については、作業員の業務遂行能力、会社における確実な人員配置や適切な監督体制の有無、労働関係法令等の遵守状況等の視点で、選定の見直しを行う。  
【平成25年度中実施】
- ・ 以上の補償問題への対応に当たっては、平成25年11月市会において可決された「議第188号に対する付帯決議」を重く受け止めて、取組を進めていく。

## (ウ) 小栗栖排水機場を含む主要排水機場の機能調査

内水排除（支川から本川への強制排水）の排水機場12施設のうち、小規模施設を除く10施設について、降雨強度条件による想定流量の算定や、想定流量と排水機場の能力の検証など、現状の河川の流量に見合う適切な能力を有しているかの機能調査を実施する。

⇒ 排水機場に係る機能調査

【平成25年11月補正予算 25,000千円 平成26年度中実施】

※ 小栗栖排水機場周辺の浸水被害事案については、より詳細な調査を行っており、その結果については、別途まとめることとしている。

## ウ 河川等

昨年8月の宇治市等で局地的豪雨による被害が発生したことを契機に、本市が管理する340河川のうち、川底が周囲の土地よりも高い位置にある天井川や土砂の堆積により流下能力が低下している河川など、合計73の河川について、集中的に緊急点検を行い、これらのうち、土砂の堆積などにより流下能力が低下している河川や護岸補修が必要な39の河川について、川底をさらって堆積物を取り除く浚渫や傷んだ護岸の補修などを行い、本年7月に完了した。

これにより、対策を実施した箇所については、台風18号の接近に伴う大雨による大きな被害はなかった。

また、市長が国土交通省に日吉ダムの放流調整を要請したことにより、桂川の堤防決壊の防止や浸水被害の軽減は図れたものの、嵐山、下鳥羽、久我橋下流等においては、越水被害が発生した。

### (ア) 桂川（国管理河川）

#### a 嵐山（国指定史跡・名勝）被害

- ・ 中之島が浸水し、すべての店舗で被害が発生した。
- ・ 渡月橋の橋面を洪水が越流した。
- ・ 周辺道路が冠水し、旅館等で浸水被害が発生した。

#### (対応策)

- ・ 国土交通省へ要望（資料2参照）

大規模な洪水対策は必要であるが、嵐山という地域特有の課題（景観・観光等）について、慎重な対応が必要なことから「堆積している土砂の浚渫」「河川内の中州に生える木などの撤去」などスピード感のある対策の推進

⇒ 国土交通省の回答等

○「嵐山地区においては、景観・観光に配慮した河道整備を進めるために平成24年度より「桂川嵐山地区河川整備検討委員会」等を設置し、学識経験者や地元の方々に御意見を伺いながら河道改修の検討を進めている。」

「現在、台風18号による詳細な浸水被害調査や効果的な対策等について、調査検討しているところであり、これらを踏まえて、早急に対策を実施して参る。」

#### b 久我橋下流右岸

堤防から越水し、周辺に浸水被害が発生した。

なお、水防団及び自衛隊による土のう積み等の水防活動や上流の日吉ダムの放流調整の効果もあり、堤防決壊という最悪の事態は逃れた。

(対応策)

- ・ 久我地区の河道掘削による浸水防止対策を緊急に実施（国土交通省）  
【平成26年度～31年度】
- ・ 大下津地区（伏見区淀納所）の引堤事業による桂川全体の洪水対策の推進（国土交通省）
- ・ 桂川（嵐山～淀川合流点）の堆積土砂撤去，河道削除，堰撤去等を大幅に前倒しし，概ね5か年で緊急的な治水対策を実施（事業費 約170億円，事業期間 平成26年度～31年度）（国土交通省）

#### (イ) 鴨川，安祥寺川，旧安祥寺川，四ノ宮川等（府管理河川）

鴨川の下鳥羽地区で堤防から越水し，周辺に浸水被害が発生するとともに山科区内では，安祥寺川，旧安祥寺川，四ノ宮川からの溢水により流域の多数の家屋で床上浸水等の被害が発生した。

また，天神川，西高瀬川，弓削川，善峰川，七瀬川，宇治川派流においても溢水や護岸破損等の被害が発生した。

(対応策)

- ・ 応急対策として土のうを設置
- ・ 下鳥羽地区では，来年度出水期までにより高い堤防を設置予定（京都府）
- ・ 鴨川など府管理河川の浸水対策や維持管理について要望を行ったほか，安祥寺川の今後の整備について，府市で協力して取り組んでいくための協議を進めている。
- ・ 平口副市長から，9月26日（木）に京都府への河川改修について要請を行った。
- ・ 京都府市長会により，11月5日（火）に京都府へ河川改修等に係る要望を行った。

#### (ウ) 有栖川下流右岸

桂川や有栖川の水位が上昇したことにより，梅津都市下水路等からの排水不良が発生し，梅津都市下水路等が溢水したもので，梅津地域（右京区）において床上・床下浸水，道路冠水が発生した。

(対応策)

- ・ 被害発生後，緊急対策として，土木事務所により開渠部の浚渫を実施。【平成25年9月実施済み】
- ・ 暗渠部については，9月補正予算の災害復旧事業により浚渫を実施。【平成25年度中実施】
- ・ 浸水被害の発生した梅津都市下水路周辺地区において，現地調査及び測量を行い，浸水箇所や原因を把握したうえで，ポンプの設置も含めて検討するなど，抜本的な浸水被害対策の立案に取り組む。  
【平成25年11月補正予算15,000千円 平成26年度中実施】

## エ 土木災害復旧

台風により損壊した、本市管理の道路・河川・公園・排水機場の復旧工事等を行う

- ・道路
  - ・国道162号（右京区京北下弓削町 鳴瀧橋）
  - ・国道162号（右京区梅ヶ畑御経坂町）
  - ・大向線（右京区京北）
  - ・牛尾道（山科区内）
  - ・大原17号線（大見～尾越）
  - ・中地日吉線（京北中地～府境）
  - ・宮野辻神吉線（右京区京北細野町～市境）
  - ・八丁線（右京区京北上弓削町～田貫）
  - ・鵜飼橋（嵯峨野観光鉄道 トロッコ保津峡駅）など
- ・河川：善峰川，白川，瀬戸川，東又川，水尾川，七谷川，日野川，陀羅谷川など
- ・公園：桂川緑地，宝が池公園，大原野森林公園など，
- ・排水機場：三栖排水機場，今富橋排水機場

⇒ 土木災害復旧事業【平成25年9月補正予算 1,274,000千円】  
 【平成25年11月補正予算 1,200,000千円】

	25年10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
道路 国道162号 梅ヶ畑御経坂町	応急工事 (土砂及び倒木撤去, 仮設防護柵) 10月～11月					復旧工事 平成25年度～平成26年度
国道162号 京北下弓削町 鳴瀧橋	測量, 調査, 設計 10月～3月					
		11月18日 仮設道路整備工事着手				
			12月5日 仮橋架設工事			
				12月21日 仮設道路(仮橋)完成, 供用開始		
その他						
河川	測量, 調査, 設計 10月～3月					
						復旧工事 平成25年度～平成26年度
排水機場	測量, 調査, 設計 10月～3月					
						復旧工事 平成26年度～平成27年度
公園	測量, 調査, 設計 10月～3月					
						復旧工事 平成26年度～平成27年度

## オ 農林災害復旧

### (ア) 農林災害復旧事業

台風第18号による大雨等により被害を受けた、農地・農業用施設及び林業用施設の災害復旧等については、復旧に係る農林家等の負担は大きく、激甚災害指定による国庫補助率の嵩上措置などが講じられているが、さらに、本市独自の特例措置として、公共性が高い施設等の復旧経費について、財政支援（補助率嵩上げ）を行い、農林家等の負担を軽減する。

(対応策)

○ 農地・農業用施設災害復旧事業

- ・ 農業用水路等の施設の応急対策に伴う経費を補助するとともに、農地及び農業用施設の災害復旧を行う。

【平成25年11月補正予算 67,000千円】

○ 林業用施設災害復旧事業

- ・ 林道の復旧に伴う経費を補助するとともに、山腹及び市管理施設などの林業用施設の災害復旧を行う。

※緊急的応急対応が必要となった箇所については、既存事業を活用し柔軟に対応した。

【平成25年11月補正予算 56,000千円】

	25年11月	12月	26年1月	2月	3月
農地・ 農業用施設	測量 10月～ 11月中旬  査定 11月中旬～12月上旬		補助による復旧工事 12月下旬～年度内		
林業用施設	測量 10月～ 11月中旬	査定 11月下旬～ 12月下旬			補助等による 復旧工事 平成26年 4月以降

## (イ) 農林水産業災害復旧支援事業

台風第18号による大雨等により被害を受けた農林水産業者に対して、国や府の制度を活用し、機械や施設の更新、種苗の播き直しなどに要する経費を補助する。

さらに、早期の経営再開や出荷額回復につながるよう、本市独自の特例措置として、補助率の上乗せや助成制度の創設など、きめ細やかな支援により農林家等の負担を軽減する。

### (対応策)

- 農林水産業者生産設備再建支援事業
  - ・ 被災した農林水産業者の機械等設備（トラクター、給水設備等）の再建を支援する。  
【平成25年11月補正予算 7,400千円】
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
  - ・ 倒壊等の被害を受けた共同利用施設（パイプハウス、鳥獣侵入防止柵）の復旧に必要な資材費等に対して支援する。  
【平成25年11月補正予算 3,400千円】
- 農作物生産確保緊急対策事業
  - ・ 農地の冠水等により被害を受けた農作物について、病害防除や種苗の播き直しなど、今後の生産確保につながる支援を実施する。  
【平成25年11月補正予算 7,200千円】

### (スケジュール)

- 10月16日～ JA等へ説明及び農家向け説明会の実施  
JAの協力を得て、全農家へ補助メニューのチラシの配付開始  
「情報館の重要なお知らせコーナー」へ補助メニュー掲載（京都府HPへリンク）  
申請の受付開始（各申請窓口に加え、被害の大きな地域については出向いての申請受付も実施）
- 10月24日 「情報館の農林業コーナー」へ補助事業メニュー掲載
- 11月11日 申請期間終了
- 11月20日 二次募集開始（12月20日（金）まで）

## カ 上下水道局関連施設復旧

台風18号の大雨等により被害を受けた上下水道局関連施設の主な被害状況については、次のとおりである。

### (ア) 水道事業関係

施設敷地付近での土砂崩れ、施設内等での倒木、給水管の破損、加圧施設の浸水 など

### (イ) 公共下水道事業関係

道路の冠水、水路等の溢水、排水不良、マンホールの鉄蓋浮上、ポンプ施設の溢水、沈砂池の機械設備等の水没 など

### (ウ) 地域水道事業関係

停電によるテレメーターの不通、配水管の破損

### (エ) 京北簡易水道事業関係

取水施設での土砂の堆積、配水管の破損、ろ過施設の目詰まり

(対応策)

#### ○ 水道施設の復旧

##### 【主な内容】

- ・琵琶湖第1疏水の浚せつ清掃作業等（流入した土砂の除去、流木の撤去等）
- ・給水管の修繕（川を横断する破損した給水管の復旧）
- ・加圧施設の修繕（浸水した機械設備等の復旧）

【平成25年9月補正予算 23,000千円】

#### ○ 公共下水道施設の復旧

##### 【主な内容】

- ・マンホールの整備（浮上したマンホール鉄蓋の取替え等）
- ・久世ポンプ場の整備（破損した流量調整設備等の復旧）

【平成25年9月補正予算 70,000千円】

#### ○ 京北地域水道施設の災害復旧及び防災対策

##### 【主な内容】

- ・鳴滝橋に添架していた配水管の仮復旧工事
- ・給水車の購入
- ・緊急時対応用ポンプ及び自家用発電機の購入
- ・運搬用トラック（クレーン付）の購入

【平成25年11月補正予算 34,000千円】

## 5 まとめ

今回の台風 18 号による水災害では、小栗栖排水機場における人為的な操作ミスによるポンプ停止を原因として多数の浸水被害を発生させたこと等をはじめ、ソフト・ハード両面において既存の対策の様々な問題点が顕在化し、多くの課題を残した。個々の課題や問題は上記 4 に挙げたところであるが、それらに通底することとして、本市の危機管理の在り方に課題があることは事実として真摯に反省しなければならない。すなわち、防災危機管理室を中心に各局・区等において、日頃から防災を最重要課題として各種の対策を整えてきた中で、強力な市民力とも相まって人的被害を最小限に抑える等の一定の成果があったものの、実際にこれまでに経験したことのない災害に際して、平常時からの対策や準備、万が一の場合の想定等の不足、実践に際しての対応の混乱や連携の滞り、不適切な対応等があり、それらが様々な問題の発生につながったことを重く受けとめる必要がある。

また、この台風 18 号の総括に当たっては、今回の経験を教訓として、次にいつ起こるとも知れない今後の災害に備えて早急に必要な対策を講じるべく、スピード感を重視し、広範に及ぶ諸課題の洗い出しや改善策の検討等の作業を、今日までの限られた時間の中でとり急ぎ進めてきた。そのため、今回の総括については、これを踏まえて緊急の対策を進めながらも、これで十分とすることなく、引き続き個別に必要な検討・分析をさらに進め、より万全の対策に向けて生かしていくことが重要である。

それらのことを踏まえつつ、今回洗い出された諸課題を克服し、防災・減災の対応力をより一層向上するため、ここに掲げた各種施策・対応策について、京都市地域防災計画の改定等も含め、全庁を挙げて早急に具体化、事業化を図り、市民の安心安全の確保と京都経済の活力向上につなげていく。

避難勧告等の発令状況

9月16日	種 別				対 象	
	避難準備情報	避難勧告	避難指示	解除	区	学区等
2時30分	○				右京	嵯峨
	○				西京	嵐山東
2時45分	○				右京	京北五本松町
3時10分	○				右京	京北周山町百ノ角（下太田，上太田）
3時55分	○				伏見	羽束師，久我の杜，横大路，淀，納所
4時00分		○			右京	京北五本松町，周山町百ノ角（下太田，上太田）
5時50分		○			右京	嵯峨，嵐山，北梅津，梅津
			西京	嵐山東		
6時10分		○			右京	京北下弓削町（清田，鳴瀧，中川原）
6時15分		○			伏見	羽束師，久我の杜，横大路，淀，納所，久我
6時30分		○			伏見	淀南
6時35分		○			伏見	下鳥羽
6時45分		○			西京	松尾，桂川
7時45分			○		伏見	羽束師，久我の杜，久我
8時00分			○		南	久世，吉祥院，祥豊，祥栄
				右京	嵯峨，嵐山，北梅津，梅津	
				西京	嵐山東，松尾，桂川	
				伏見	横大路，淀，納所，淀南，下鳥羽	
8時23分			○	伏見	向島，向島南，向島二ノ丸，向島二ノ丸北，向島藤ノ木	
8時45分			○		南	上鳥羽
				右京	葛野，西京極	
9時00分		○			伏見	桃山，桃山南，南浜
9時30分			○		西京	桂徳，桂東，川岡東，桂
11時30分				○ (勧告)	右京	京北五本松町，京北周山町百ノ角（下太田，上太田）， 京北下弓削町（清田，鳴瀧，中川原）
14時20分				○ (指示)	南	久世，吉祥院，祥豊，祥栄，上鳥羽
			右京		嵯峨，嵐山，北梅津，梅津，葛野，西京極	
			西京		嵐山東，松尾，桂川，桂徳，桂東，川岡東，桂	
16時30分				○ (指示)	伏見	羽束師，久我の杜，久我，横大路，淀，納所，淀南，下鳥羽， 向島，向島南，向島二ノ丸，向島二ノ丸北，向島藤ノ木
				○ (勧告)	伏見	桃山，桃山南
17時30分				○ (勧告)	伏見	南浜

国に対する要望活動について

1 政府調査団への要望活動「台風18号に関する緊急要望」

- (1) 要望日 9月18日(水)
- (2) 場所 嵐山地域での現地視察, 京都府庁での懇談
- (3) 要望者 門川市長, 橋村市会議長(京都府知事, 福知山市長も要望)

台風18号に関する緊急要望

要望項目	要望内容	要望先
防災対策に係る支援制度の拡充	帰宅困難者対策も含めた災害備蓄物資の充実, 保管場所の整備など, 防災対策を一層強力かつ計画的に推進するため, 長期間, 幅広くソフト対策にも活用できる支援制度の拡充をお願いしたい。	政府調査団 (谷垣禎一内閣府特命担当大臣(防災) 事務代理を団長とする19名)
嵐山地区の桂川の洪水対策の推進	大規模な洪水対策は必要であるが, 嵐山という地域特有の課題(景観・観光等)について, 慎重な対応が必要なことから, 「堆積している土砂の浚せつ」, 「河川内の中州に生える木などの撤去」などスピード感のある対策の推進	
大下津地区の桂川全体の洪水対策の推進	嵐山下流の大下津地区(伏見区淀納所)の引堤事業(堤防を移設し河川の幅を広げる事業)による桂川全体の洪水対策の推進	
災害復旧事業の早期採択	速やかに復旧作業に着手できるよう, 公共土木施設に係る災害復旧事業の早期採択	
風評被害対策	京都市の観光地については, 普段どおりに観光していただける状況であることについて, 積極的に情報発信を行っているが, 国におかれても国内外に広く情報発信を行っていただく等, 風評被害対策への支援	
被災者の生活再建に対する支援	住宅被害を受けた被災者が, 元の生活環境を取り戻すために必要となる被災者生活再建支援法に基づく支援金制度をはじめとする各種の支援制度について, 対象を拡大する等, 柔軟かつ迅速な運用	

## 2 国への要望活動「台風18号による豪雨災害に関する要望について」

- (1) 要望日 9月26日(木)  
 (2) 場所 東京(関係省庁(内閣府, 法務省, 国交省), 地元選出国會議員10名)  
 (3) 要望者 門川市長

### 台風18号による豪雨災害に関する要望について

要望項目		要望内容	要望先
被災者に対する支援	被災者の生活再建に対する支援	住宅被害を受けた被災者が、元の生活環境を取り戻すために必要となる被災者生活再建支援法に基づく支援金制度をはじめとする各種の支援制度について、半壊・一部損壊や床上浸水世帯などについても対象を拡大する等、柔軟かつ迅速な運用をお願いしたい。	内閣府
	被災した社会福祉施設等に対する支援	被災した社会福祉施設等が、速やかに在宅サービス等の提供を安定的に再開できるよう、災害復旧に対する整備助成制度を拡充し、柔軟かつ迅速に運用いただきたい。	厚生労働省
観光・産業に対する支援	風評被害対策への財政援助等	風評による観光客離れを防ぐため、本市では積極的な情報発信を行うほか、観光キャンペーン等様々な事業を実施することとしている。については、こうした取組に対して財政支援を行うとともに、国におかれても、国内外に対して情報発信を行うなど協力をお願いしたい。	国土交通省
	商店街向け補助事業の募集期間の延長等	被災した商店街の復興に活用できるよう10月上旬に募集期間が終了する商店街支援施策である「商店街まちづくり事業補助金」及び「地域商店街活性化事業助成金」の募集期間の延長をお願いしたい。	経済産業省
	雇用調整助成金の給付条件の緩和	景気の変動、産業構造の変化等を理由に、一時的な雇用調整を実施する場合に給付される雇用調整助成金の要件を緩和し、今回の台風で被災した事業者も適用対象としていただくとともに、売上高減少率の確認期間も3ヶ月から1ヶ月に短縮いただきたい。	厚生労働省
早期の復旧・復興	復旧経費に対する特別交付税による支援	京都市において、国庫補助対象外である小規模な道路、河川等に係る土木災害復旧費、公共施設の修繕費、道路清掃費など応急復旧に要する経費が多額に上る見込みである。また、「被災者生活再建支援法」に基づく支援金に加え、京都府と協調し、独自の助成制度を検討している。これらの財政負担軽減のための特別交付税による十分な配慮をお願いしたい。	総務省

要望項目		要望内容	要請先
早期の復旧・復興	災害復旧事業の柔軟な制度の運用	北部山間地域の道路において路肩の崩壊や落橋など多くの被害が発生し、地域住民の生活に大きな影響が生じている。しかしながら、今回の被害は、現行の補助要件を前提とした場合、公共土木施設災害復旧事業補助の適用対象外となる小規模な災害も多いことから、補助要件の緩和など柔軟な制度の運用と速やかな事業採択をお願いしたい。	国土交通省
	農地、林道等の災害復旧事業の早期採択等	被害が甚大であった農地、農業用施設、林道、森林等の災害復旧事業を早期採択していただくとともに、農林家負担の軽減のため、国費補助率算定基準の緩和をお願いしたい。	農林水産省
	河川敷の農地等の早期再開への対応・支援	河川敷の農地における流木等のゴミの処理について、現在、国土交通省淀川河川事務所と連携しているが、営農の早期再開に向けさらに迅速な対応をお願いしたい。	国土交通省
	鉄道災害復旧事業に対する補助要件の緩和等	(1) 冠水により大きな被害を受けた地下鉄東西線の復旧に要する費用について、鉄道災害復旧事業の対象となるよう、損害額等に係る補助対象要件を緩和し、対象経費の拡大をお願いしたい。 (2) 上記補助制度の対象外となった振替輸送費等に対する財政措置をお願いしたい。	国土交通省
防災対策の推進	桂川の洪水対策の推進	(1) 大きな洪水被害のあった桂川嵐山地域については、抜本的な対策が求められるが、地域特有の課題（景観・観光等）について、十分な議論・慎重な対応が必要なことから、緊急対策として「堆積する土砂の浚せつ」、「中州に生える木などの撤去」などスピード感のある対策を実施いただきたい。 (2) 嵐山地域下流の桂川・大下津地区引堤事業による桂川全体の洪水対策の推進をお願いしたい。	国土交通省
	防災対策に係る支援制度の拡充	帰宅困難者対策も含めた災害備蓄物資の充実、保管場所の整備など、防災対策を一層強力かつ計画的に推進するため、長期間、幅広くソフト対策にも活用できる支援制度の拡充をお願いしたい。	内閣府 総務省
	要援護者をはじめとする防災対策に係る支援制度の拡充	今回は福祉避難所を開設するまでには至らなかったが、避難所での避難生活が長期化することも想定されるため、要配慮者を対象とした「福祉避難所」について災害備蓄の支援制度や人的支援に対する補助制度を創設していただきたい。	内閣府

## 補正予算（9月，11月）の概要

1	9月補正予算（追加提案分）	3,942,000千円
---	---------------	-------------

(1)	被災者へのきめ細かな支援	291,000千円
-----	--------------	-----------

浸水被害等を受けた住宅の再建に対する補助制度を創設するほか、災害により住宅に被害を受けた方に給付する災害見舞金に必要な予算を確保し、被災者への支援を推進する。

(保健福祉局) 被災者住宅等再建支援補助	286,000千円
災害見舞金	5,000千円

(2)	被害を受けた民間社会福祉施設への復旧支援	3,000千円
-----	----------------------	---------

浸水被害を受けた民間社会福祉施設の復旧に対する補助制度を本市独自に創設する。

(保健福祉局) 被災民間社会福祉施設復旧支援補助	3,000千円
--------------------------	---------

(3)	被害を受けた中小企業者等への復旧支援	2,000,000千円
-----	--------------------	-------------

浸水被害等を受けた中小企業者等を対象に、災害復旧に必要な資金を円滑に供給するため、新たな融資制度として「平成25年台風第18号緊急融資」を創設する。

(産業観光局) 台風第18号緊急融資制度の創設	(預託金) 2,000,000千円
-------------------------	-------------------

(4)	道路等の都市・生活基盤の迅速な復旧	1,640,000千円
-----	-------------------	-------------

大雨等により損壊した道路、河川、公園、水道施設、公共下水道施設等を迅速に復旧するほか、浸水被害が発生した道路における清掃や橋りょうに堆積した漂着物、破損した家財道具などの浸水ごみ等の処理を行う。また、大雨等により損傷した消防自動車等の更新整備を行う。

(建設局) 土木災害復旧事業	1,274,000千円
道路清掃費	60,000千円
河川維持補修費	40,000千円

(文化市民局) 運動公園災害復旧事業	120,000千円
--------------------	-----------

(環境政策局) 浸水ごみ等収集運搬処理費	10,000千円
----------------------	----------

(消防局) 消防自動車等整備	29,000千円
----------------	----------

繰越明許費 (29,000千円)

(行財政局) 公共下水道事業特別会計繰出金	14,000千円
-----------------------	----------

(上下水道局) 水道施設の災害復旧	23,000千円
-------------------	----------

公共下水道施設の災害復旧	70,000千円
--------------	----------

(うち一般会計繰入金14,000千円)

(5)	早期に復旧した嵐山をはじめとする京都の観光PR	8,000千円
-----	-------------------------	---------

被害を受けた観光地（嵐山地域、伏見桃山・中書島地域等）において、冠水当時の映像等のイメージから、風評被害による観光客の減少が懸念されるため、早期に復旧した京都の姿を全国に向けてPRする取組として「元気です京都キャンペーン事業（仮称）」を実施する。

(産業観光局) 元気です京都キャンペーン事業（仮称）	8,000千円
----------------------------	---------

**（1）台風第18号に係る災害復旧及び被災者支援 2,511,000千円**

**① 農林災害復旧及びきめ細かな経営支援 141,000千円**

国や関係者等との協議等に一定の期間が必要であった農林災害復旧事業を本格的に実施するとともに大きな被害を受けた農林水産業の生産者等に対して、本市独自の助成制度や負担軽減策も含め、機械等設備の更新や種苗の播き直しなどに要する経費を補助し、早期の経営再開や出荷額回復につながるよう、きめ細かな支援を実施する。

（産業観光局）農林災害復旧事業	123,000千円
農林水産業災害復旧支援事業	18,000千円

**② 道路等の都市基盤の復旧 1,430,000千円**

（建設局）土木災害復旧事業	1,200,000千円
繰越明許費（1,250,000千円）	
道路維持補修費	159,000千円
河川維持補修費	65,000千円

（上下水道局）京北地域水道施設の災害復旧	6,000千円
----------------------	---------

**③ 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る補償 940,000千円**

（建設局）小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る補償	940,000千円
-------------------------	-----------

**（2）台風第18号被害を踏まえ、スピード感を持って対応する水害対策の強化 223,000千円**

今回の台風被害を受けて、災害情報の周知や浸水対策など防災対策上の課題が明らかになったことから、これらの対策として、防災情報発信機能の強化や排水機場における集中監視システムの構築、消防団・水防団水災対策器材整備、京北地域水道施設整備など、実施の準備が整ったものから、スピード感を持って水害対策の強化に取り組んでいく。

（行財政局）防災情報発信機能の強化	44,000千円
繰越明許費（34,000千円）	

※ 災害時の防災ポータルサイトへのアクセス集中対策（サーバー増強、回線増強）は特に緊急性が高いため、既定予算で着手済み

（上下水道局）京北地域水道特別会計繰出金	28,000千円
----------------------	----------

（建設局）排水機場に係る機能調査債務負担行為	（26年度25,000千円）
------------------------	----------------

排水機場における集中監視システムの構築	34,000千円
---------------------	----------

繰越明許費（24,000千円）	
-----------------	--

小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る被害状況調査等	65,000千円
-------------------------	----------

有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策債務負担行為	（26年度15,000千円）
-------------------------	----------------

水防団水災対策器材整備	6,000千円
-------------	---------

（消防局）消防団水災対策器材整備	18,000千円
------------------	----------

（上下水道局）京北地域水道施設整備	28,000千円
-------------------	----------

繰越明許費（26,000千円）	
-----------------	--

（一般会計繰入金28,000千円）	
-------------------	--